



朝 倉	386号	朝倉郡筑前町東小田1143番14先から 朝倉郡筑前町東小田3539番7先まで
-----	------	---

**福岡県告示第776号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字真如寺1965、1974、1976

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第777号**

自動車税種別割の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第8号に規定する自動車税の種別割

## 2 委託の相手方

名 称	住 所	委 託 内 容
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	自動車税種別割収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税種別割の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上
国分グローサースチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	同上
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	同上
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号	スマートフォン等によるアプリケーションソフトを利用した決済サービスで手続きを行った自動車税種別割の収納事務

PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	同上
------------	-----------------	----

## 3 委託した日

令和2年4月1日

## 4 委託期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

**福岡県告示第778号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成30年3月福岡県告示第233号筑後中央広域都市計画下水道事業みやま市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 施行者の名称

みやま市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画下水道事業みやま市公共下水道

## 3 事業施行期間

平成12年9月22日から令和8年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成30年3月福岡県告示第233号の事業地に、次の事業地を加える。

みやま市瀬高町 下庄字東娼婦、字道公田及び字飛岡の各字の全部並びに字中町、字中飛岡、字栄町、字田代、字西池田、字談議所、字西婦計、字平町、字田村口、字七生寺、字安之内、字前池田及び字前田の各字の一部

小川字一丁畑及び字小川口の各字の一部

## (2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第779号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 起業者の名称

北九州市

## 2 事業の種類

市道恒見朽網線新設工事（曾根新田工区・北九州市小倉南区曾根北町地内から同区大字朽網字草見地内まで）及びこれに伴う河川管理施設（管理用通路）付替工事

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

北九州市小倉南区曾根北町、大字曾根字濱、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、大字曾根新田字南、字南中川及び字朽網尻並びに大字朽網字草見地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「市道恒見朽網線新設工事（曾根新田工区）及びこれに伴う河川管理施設（管理用通路）付替工事」（以下「本件事業」という。）は、北九州市門司区新門司三丁目地内の市道吉志新門司1号線との接続点を起点とし、同市小倉南区大字朽網字草見地内の県道門司行橋線との接続点を終点とする延長約7.95kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とし、そのうち、同区曾根北町地内の市道曾根223号線との接続点を起点とし、同区大字朽網字草見地内の県道門司行橋線との接続点を終点とする延長約3.15kmの区間（以下「申請起業地区間」という。）において市道新設工事及びこれに伴う河川管理施設（管理用通路）付替工事を行うもので

あり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「市道恒見朽網線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される河川管理施設（管理用通路）の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に関する事業であり、土地収用法第3条第2号に掲げる河川法が準用される河川に設置する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道恒見朽網線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条第1項の規定により北九州市長が市道に認定した道路であり、北九州市は、同法第16条第1項の規定により本路線の道路管理者であることなどから、起業者である北九州市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線が通過する北九州市門司区南部及び同市小倉南区東部において、既設の4車線道路である県道門司行橋線が幹線道路としての役割を担っているが、同路線は、その周辺にガントリークレーン7基を備え西日本有数の規模を誇る太刀浦コンテナターミナルや、1日5便の大型フェリーが就航し、完成自動車の物流センター等を有する新門司港、自動車関連・食品工場等の多くの企業が立地している北九州空港跡地産業団地、東九州自動車道苅田北九州空港インターチェンジに近接する北九州臨空産業団地、平成30年6月から国際貨物定期便が就航している北九州空港等の産業物流拠点が集積していることから通過交通が多いことに加え、地域住民の通勤、通学、買物等の日常生活上の利用による地域内交通によりふ

くそうしていることから、慢性的な渋滞が発生している。加えて、同市小倉南区葛原東四丁目地内の寺迫口交差点から同区朽網西一丁目地内のバイパス朽網交差点までの区間は、幅員が狭小な2車線道路であるため、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に各所で慢性的な交通混雑が発生しており、車両の安全かつ円滑な通行が阻害されているだけでなく、歩道が未整備である箇所や歩道幅員が1.0m以下と狭小な区間があり、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況である。

本件事業の完成により、県道門司行橋線の交通混雑の緩和や交通事故の低減が図られるとともに、北九州市門司区南部と同市小倉南区東部とを結ぶ円滑な交通が確保され、物流機能が強化されることで、地域経済や産業の発展を促すなど、地域の活性化に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）に定める環境影響評価の実施対象の事業であることから、まず、都市計画手続において、都市計画決定権者である北九州市が平成22年10月に「北九州市都市計画道路6号線整備事業（門司区新門司三丁目～小倉南区大字朽網）環境影響評価」（以下「環境影響評価」という。）を実施し、その後、学識者の助言・指導のもと「恒見朽網線環境影響評価に伴う環境保全措置検討会」（以下「検討会」という。）において、環境影響評価で示された環境保全措置の詳細を検討し、平成25年3月に環境保全措置の内容を具体的な施行計画を反映したものに変更している。さらに、平成28年3月には「北九州市環境影響評価技術指針」に基づいて、申請起業地区間について事業着手前の「事後調査計画書」を作成している。

この結果、本件事業が生活環境等に与える影響について、大気質（二酸化炭素、浮遊粒子状物質及びベンゼン）と振動については、いずれも環境基準を満足すると予測されており、騒音については、建設機械の稼働の際に環境基準を超えるものの、仮囲いの設置により環境基準を満足すると予測されており、その後の検討会の予測結果や学識者の意見を踏まえ、モニタリングしながら施行を行い、基

準値を上回る場合に仮囲いを設置することとしている。

また、本件区間内及びその周辺の土地における動植物については、上記の環境影響評価等によると、多様な生物が生息する曾根干潟が申請起業地区間に近接した場所にあり、当該干潟は防潮堤及び海水が耕地へ侵入することを防ぐための潮遊溝によって陸域・陸水域とは遮断されているため、「陸域及び陸水域」（以下「陸域等」という）と「海域、干潟及び河口域」（以下「海域等」という。）をそれぞれ環境要素として設定のうえ調査を行っている。

植物の重要な種及び群落として、陸域等についてはコギシギシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ、リュウノヒゲモ、イトモ、ヒメコウガイゼキショウ、シラン及びエビネ属の一種の8種が、海域等については、ハマボウ、ハマサジ、ウラギク及びシバナの4種、塩沼地植物群落及びハマボウ群落の2群落が確認されている。このうち、陸域等の8種については、同様の生育環境が広く残され、環境の変化は小さいことから本件事業による影響は極めて小さいと予測されており、海域等のハマボウ及びハマサジについては、一部の生育地は影響を回避・低減できないため、環境保全措置として移植することとしており、ウラギクについては、生育個体が確認された場合に措置を講じることとし、シバナについては、現存個体群への影響を低減させるため、保全対象種として移植することとした。塩沼地植物群落については、生育環境が広く残されており、ハマボウ群落については、群落を維持するための親樹木への影響はないことから、本件事業による影響は小さいと予測されている。

動物の重要な種として、陸域等については、哺乳類のカヤネズミ、爬虫類のジムグリ、両生類のニホンアカガエル、鳥類37種、昆虫類7種、魚類4種及び貝類8種の59種が確認されており、注目すべき種としてズグロカモメ、注目すべき生息地として鳶ヶ巣山が環境影響評価において指摘されている。海域等については、魚類10種、貝類28種及び剣尾類・甲殻類10種の48種が確認されており、注目すべき生息地としてカブトガニ産卵場及び曾根干潟が環境影響評価において指摘されている。このうち、影響が考えられる種は、陸域等のカヤネズミ、チュウサギ、ツクシガモ、チュウヒ、ヒクイナ、オオヨシキリ、カネヒラ及びメダカの8種、海域等のナラビオカミミガイ及びオカミミガイの2種であり、陸域等のカヤネ

ズミ、チュウサギ、ツクシガモ、チュウヒ、ヒクイナ及びオオヨシキリの6種については、環境保全措置として緩衝緑地帯、ボックスカルバート及び動物に影響が少ない道路照明の設置並びにヨシ群落の復元を講じることにより、本件事業による影響は小さいと予測されており、カネヒラ及びメダカについては、ボックスカルバート内の暗渠化により通過に懸念があるとされたが、現地実験の結果を踏まえ、道路の中央分離帯の暗部を短く、かつ開口部の広さを確保することで影響を低減することとしている。海域等のナラビオカミミガイ及びオカミミガイについては、学識者の意見を踏まえ、生育環境の整備と生育地の復元を図ることとされ、ズグロカモメ、鳶ヶ巣山、カブトガニ産卵場及び曾根干潟については、本件事業による影響は極めて小さいと予測されている。

なお、本件事業は、事業計画の検討段階から、自然環境の改変量を極力抑える計画とし、重要度の高い生育地や生息地を可能な限り回避し、事業による影響を低減させるルートを検討しており、回避できないものについては、環境保全措置を講じることとしているが、効果については不確実性が残ることから、環境保全措置の実施段階から事後調査等を実施し、必要に応じて専門家の指導助言を受け対応することとしている。

このほか、本件区間には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、本件事業の施行に伴い、存在が確認された場合には、北九州市教育委員会等との調整を図り、適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本体事業は、県道門司橋線における慢性的な交通渋滞を緩和し、安全かつ円滑な交通の確保を図るとともに、地域の物流機能の強化に寄与することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第1級の規格に基づく4車線道路を整備する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和42年3月22日付けで都市計画決定され、平成29年1月24日付けで変更決定された北九州広域都市計画道路3・1・44-4号

6号線の都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、既設の幹線道路である県道門司行橋線において、車両の安全かつ円滑な通行が阻害されていることに加え、歩行者及び自転車通行者の安全性が脅かされている状況であり、交通事故も多発していること、また、本路線のうち申請起業地区間（曾根新田工区）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき平成8年に北九州市が策定した「北九州市地域防災計画」（平成30年12月修正）において、大規模な地震災害発生時における道路交通ネットワークを構築する「緊急輸送道路ネットワーク」を構成していること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を全て充

足するものと判断される。

以上により、北九州市から申請のあった市道恒見朽網線新設工事（曾根新田工区・北九州市小倉南区曾根北町地内から同区大字朽網字草見地内まで）及びこれに伴う河川管理施設（管理用通路）付替工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

北九州市小倉南区役所（総務企画課）

## 公 告

### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

湊王株式会社

(2) 所在地

久留米市三潞町西牟田6333番地21

(3) 代表者

代表取締役 江頭 伸明

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和2年9月18日

4 処分の理由

湊王株式会社は、令和2年8月18日午前11時、福岡地方裁判所久留米支部から破産

手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
学習者用コンピュータ等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
1,322,811,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年7月3日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
インターネット分離環境賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
87,508,872円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年7月3日

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立中学校等学習者用コンピュータ賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部施設課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年8月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
  - (2) 住所  
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
90,079,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和2年7月3日

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 組合の名称  
粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合

- 2 事業施行期間  
平成30年4月10日から令和4年3月31日まで
- 3 施行地区  
糟屋郡粕屋町大字酒殿字カヤハ、字原、字丸内、字中田原、字大坪及び字箱田の各一部
- 4 事務所の所在地  
糟屋郡粕屋町酒殿三丁目4番7号
- 5 設立認可の年月日  
平成30年3月29日
- 6 変更認可の年月日  
令和2年10月5日

**公告**

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第2号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	解散命令年月日
川崎町永井土地改良区	令和2年8月27日

**公告**

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称

筑後広域公園

## 2 位置

筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内

## 3 区域

別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

## 4 区域変更の期日

令和2年10月18日

**公告**

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営筑後広域公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称

福岡県営筑後広域公園

## 2 位置

みやま市瀬高町本郷

## 3 利用料金の承認年月日

令和2年10月7日

## 4 利用料金（令和2年10月18日以降）

スケートボード場

単 位	金 額	
	1人・1回	一般
300円		100円

## 備考

1 この表において「児童」とは幼児並びに小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者を、「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者を、「一般」とは15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

2 次の者は、無料とする。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 障がい者及びその介護者であって、規則で定めるもの

**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条第1項の規定に基づき、令和2年10月15日付けで筑前海区における漁業権の変更について、次のように免許した。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

筑共第7号共同漁業権の漁業種類、漁業の名称及び漁業時期を次のように変更する。

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いせえび漁業	〃
〃	たこ漁業	〃

〃	うに漁業	〃
〃	あわび漁業	〃
〃	びな漁業	〃
〃	さざえ漁業	〃
〃	いがい漁業	〃
〃	ふともずく漁業	12月1日から翌年4月30日まで
〃	もずく漁業	〃
〃	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	くろめ漁業	〃
〃	わかめ漁業	12月1日から翌年7月31日まで
〃	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
〃	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふのり漁業	1月1日から7月31日まで
〃	えごのり漁業	1月1日から10月31日まで
〃	あかもく漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚柵網漁業	1月1日から12月31日まで
〃	雑魚曲建網漁業	〃
〃	固定式さし網漁業	〃
〃	あなごうけ漁業（筒を含む）	〃
〃	雑魚かご漁業	〃

**公告**

山田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
保 永 光 男	豊前市大字鳥越690番地2

2 退任監事

氏 名	住 所
上 野 明 美	豊前市大字四郎丸757番地1

3 就任監事

氏 名	住 所
森 伸 博	豊前市大字鳥越720番地1

**公告**

大牟田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
古 賀 六 紀	大牟田市上内3492番地2

中 嶋 修	大牟田市上内3435番地3
中 嶋 勝 義	大牟田市上内3446番地
中 嶋 照 章	大牟田市上内3520番地2
中 嶋 昭 治	大牟田市上内3463番地1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
中 嶋 正 吉	大牟田市宮崎2028番地2

## 3 就任理事

氏 名	住 所
古 賀 六 紀	大牟田市上内3492番地2
中 嶋 修	大牟田市上内3435番地3
中 嶋 勝 義	大牟田市上内3446番地
中 嶋 照 章	大牟田市上内3520番地2
中 嶋 昭 治	大牟田市上内3463番地1

## 4 就任監事

氏 名	住 所
-----	-----

中 嶋 正 吉	大牟田市宮崎2028番地2
角 正 吾	大牟田市宮崎829番地2

## 公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「遠賀川中流・犬鳴川圏域河川整備計画」を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川整備課及び福岡県直方県土整備事務所に備え置く。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店
- (2) 所在地 久留米市東合川五丁目1番44 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等

- ・自動二輪車の駐車場については、一定の区画を区分してその場所を明示することが望ましい。

・市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可に当たっては、事前に久留米市役所都市建設部路政課土木管理チームに相談の上、詳細図を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

なお、令和2年5月29日付2路16-11で承認した歩車道乗入部の道路工事施工承認申請と今回提出の計画で内容が異なっているため、道路工事施工承認申請の変更申請を行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

・早朝における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して、騒音防止の徹底に努めること。

・室外機や排気口等は住居・店舗等の立地状況を勘案しながら設置しているが、周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には適切に対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

・特になし

(4) 街並みづくり等への配慮等

・特になし

(5) その他

・他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグコスモス紫店・肉問屋筑紫野紫店

(2) 所在地 筑紫野市紫三丁目649番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイソー太宰府水城店

(2) 所在地 太宰府市水城一丁目405番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ゆめタウン大牟田（本棟）

(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）  
(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 イオンモール大牟田  
(2) 所在地 大牟田市岬町3番4

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 サンリブ筑後店  
(2) 所在地 筑後市大字徳久字中牟田251番3外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第228号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和2年10月16日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類  
技能検定員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類  
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和2年11月16日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	/
令和2年11月17日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで			
令和2年11月24日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 八幡自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和2年11月25日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		福岡市城南区田島六丁目12番26号 福岡県自動車学校	普通、普通第二種、大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円

大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

○ 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和2年11月6日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和2年11月5日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
 郵便番号 811-1392  
 所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号  
 電話番号 092-566-2892

## 雑 報

### 公告

令和3年度福岡県農業高等学校研修科の研修生を次のように募集する。

令和2年10月16日

福岡県農業高等学校長 大石 裕二

#### 1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度
花き（施設花き）	

#### 2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者  
 ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

#### 3 研修期間

- (1) 研修期間 令和3年4月から令和4年3月まで  
 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする。）
- (2) 研修開始 令和3年4月

#### 4 募集日程

- (1) 受付期間  
 ア 受付期間は、令和3年1月4日（月曜日）から令和3年2月3日（水曜日）ま

でとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の  
 休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による場合は、必ず簡易書留郵便とし、令和3年2月3日（水曜日）ま  
 の消印のあるものに限り受け付ける。

- (2) 面接日  
 令和3年2月24日（水曜日）
- (3) 研修生の決定  
 令和3年3月3日（水曜日）

#### 5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業高等学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類  
 ア 就農計画書（新規就農を志す者）  
 イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）  
 ウ 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

#### 6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、  
 審査番号を福岡県農業高等学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通  
 知を行う。

#### 7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出  
 荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

#### 8 個人情報の取扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

#### 9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業高等学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-

9129) 又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室 (郵便番号812-8577  
福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495)

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる  
。